

船舶の使用実績報告について（通達）

昭和 58 年 3 月 31 日

熊警第 721 号

〔沿革〕 平成 12 年 9 月熊警第 3837 号、18 年 3 月第 302 号、19 年 10 月第 1170 号改正

本県警察において使用する船舶の使用実績等の報告については、これまで熊本県警察の警察用船舶管理に関する訓令（昭和 31 年熊本県警察本部訓令甲第 52 号）及び「船舶の使用実績報告について」（昭和 38 年 10 月 21 日熊警第 2978 号例規）により事務処理を行ってきたところであるが、警察庁に対する報告様式の一部が改定されたため、次のとおり「船舶の使用実績報告について」を定め、昭和 58 年 4 月 1 日から実施することとしたので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、「船舶の使用実績報告について」（昭和 38 年 10 月 21 日熊警第 2978 号例規）は、廃止する。

記

1 船舶の区分

(1) 警察所有船舶

本県警察で管理する国有財産の船舶をいう。

天草署に配置している「しらぬひ」が、これに該当する。

(2) 借上船舶

警察用務に充てるため、臨時的に借り上げて使用する船舶をいう。

2 使用実績報告

(1) 警察所有船舶

ア 様式及び報告期日

熊本県警察の警察用船舶管理に関する訓令（昭和 31 年熊本県警察本部訓令第 52 号）第 24 条に定めるところによる。

イ 使用回数欄の記入要領

次の基準により、1 航海（運行）を 1 回として記入すること。

(ア) 捜査

刑法犯の捜査、被疑者の逮捕及び押送その他の捜査活動

(イ) 取締り

特別法犯の取締り、捜査及び検挙活動

(ウ) 警備

警備関係事犯（外事犯を含む。）の取締り、捜査及び検挙並びに情報収集活動

(エ) 連絡

監督巡視及び事務連絡

(オ) その他

前各号以外の警察活動及び機関の調整などの諸運転

(2) 借上船舶

ア 様式及び報告期日

別添様式により、船舶の借上げ1回ごとに、借上げ後5日以内に報告すること。

イ 使用実績欄の記入要領

次の例により詳細に記入すること。

(ア) 警らの場合

種別の欄に「警ら」と記入し、用途の欄には、「通常警ら」又は「のための警ら」等と記入すること。

距離の欄には、「港から 港まで キロ」又は「港から 村海岸まで キロ」と記入すること。

(イ) 捜査の場合

種別の欄に「捜査」と記入し、用途の欄には「被疑事件捜査」、「被疑者押送」、「被疑者逮捕」又は「特別法犯（事件名記入のこと。）取締り」等と記入すること。

距離については、警らの場合に同じ。

(ウ) 警備、警戒の場合

種別の欄に「警備、警戒」と記入し、用途の欄には警備関係事犯（事件名記入のこと。）の「取締り」、「捜査」、「検挙」又は「情報収集」等と記入すること。

距離については、警らの場合に同じ。

(エ) その他の場合

種別の欄に「その他」と記入し、用途の欄には、前各号以外の「活動」等と記入すること。

距離については、警らの場合に同じ。

様式（略）